

「令和4年度おきなわ国際協力人材育成事業」委託業務企画提案応募要領

1 趣旨

沖縄県内の高校生を開発途上国等へ派遣し、我が国の政府開発援助（ODA）実施機関、青年海外協力隊、NGO等が行う国際協力活動現場等の視察や現地の人々と交流を行うことにより、本県の国際交流と国際協力活動を担う次世代の人材を育成するとともに、あわせて、県内で国際協力の意義や現状等を学ぶ機会を提供することで、本県若者の国際感覚、グローバルな視点を涵養するための事業である。

2 概要

(1) 名称

「令和4年度おきなわ国際協力人材育成事業」委託業務企画コンペティション（以下、「コンペ」という。）

(2) 方法

委託業務企画提案書と委託業務見積額によるコンペ。

(3) 業務内容

別添1「令和4年度おきなわ国際協力人材育成事業」委託業務企画提案仕様書を参照すること。

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (2) 県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には代表法人が県内に本店又は支店を有していること。
- (3) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に管理法人を1者置くものとし、協定書を提出すること。管理法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすことが必須である。
 - ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - ウ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (4) 過去5年以内に、沖縄県において、国、沖縄県及び公共団体等と文化交流イベント等に関する業務を受託した実績がある者。
- (5) 本業務の実施に際して、正副2名以上の専任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれる者。
- (6) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、法人単体で申請することはできない。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (8) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

4 質問

質問は、別紙「質問書（様式5）」をFAX又はメールにより受け付ける。ただし、送信後に必ず電話確認を行うこと。質問及び回答については、ホームページに随時掲載する。なお、FAX、メールに起因するトラブルに関して、沖縄県は一切責任を負わないものとする。

(1) 質問受付期間

公示の日～令和4年5月13日（金）正午

(2) 質問受付場所

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁5階
沖縄県 文化観光スポーツ部 交流推進課（担当者：内山）
TEL：098-866-2479 / FAX:098-866-2960
E-mail:aa082400@pref.okinawa.lg.jp

5 応募方法

3の応募資格を満たす者は、以下の書類を7部（正本1部、副本6部）を作成し、令和4年5月20日（金）正午までに持参又は郵送（必着）で提出すること。

- ① 企画提案応募申請書：様式1
- ② 会社概要表：様式2
- ③ 実績書：様式3
- ④ 企画提案書：様式任意（原則としてA4横、左上1カ所留めとする。）
- ⑤ 積算書：様式4
- ⑥ 作業スケジュール表：様式任意
- ⑦ 執行体制：様式任意
- ⑧ 誓約書：様式6
- ⑨ 登記事項証明書：証明機関の様式
- ⑩ 国・県の納税証明書：証明機関の様式

注1：共同企業体を形成する場合は、これらのほか協定書（様式任意）を1部提出すること。

注2：企画提案書の中で、総括責任者、プログラムコーディネーターの経歴・実績についての記述があること。

6 提出期限

令和4年5月20日（金）正午まで（必着）

7 提出場所

沖縄県庁5階 文化観光スポーツ部 交流推進課（※4-(2)に同じ。）

提出物は、郵送又は持参することにより受け付ける。ただし、郵送の場合は書留郵便で行うこと。

8 委託候補事業者の選定（審査の実施）

※以下に示す日程は予定であり、変更の可能性があることに留意すること。

1次審査として書類審査（資格・内容審査）を行い、応募者の中から3者程度を選定し、2次審査として県に設置する企画審査委員会においてプレゼンテーションを行い、委託業者を決定する。応募者が3者以下の場合、1次審査を通過した全応募者がプレゼンテーションを行うこととする。

2次審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

新型コロナウイルス感染症の流行状況や、拡大防止措置等の状況によっては、2次審査をオンラインによるプレゼンテーション審査又は書面審査とする場合がある。詳細は、1次審査選考結果の通知の際に連絡する。

(1) 1次審査 結果通知日 令和4年5月24日(火) (予定)

(2) 2次審査 (プレゼンテーション)

時間配分は1社あたり30分とし、内訳は下記のとおりとする。

ア 時間配分の内訳

①企画提案書に基づいたプレゼンテーション 20分

②委員からの質疑応答 10分

イ 日程 (予定)

令和4年5月26日(木) 午後

ウ 場所 (予定)

沖縄県庁 2階 労働委員会 会議室

(3) 評価基準

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

ア 適合性 (事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること)

イ 実効性 (確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制等を有していること)

ウ 具体性 (提案された内容が具体的かつ効果的であること)

エ 妥当性 (事業を遂行するに当たり、妥当な積算であること)

オ 総合評価

9 選定方法及び結果の通知

上記の選定委員会において、プレゼンテーション終了後に各選定委員の評価を集計して行う。なお、審査結果の通知は令和4年5月30日(月) (予定)以降に行う。

10 契約に関する事項

契約は、選定された優先交渉権者と沖縄県との間で協議を行い締結する。ただし、沖縄県と優先交渉権者との協議において合意に至らなかった場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

11 公募から決定までの委託業務コンペスケジュール (予定)

(1) 質問受付期間	公告の日～令和4年5月13日(金)正午まで (必着)
(2) 企画提案書提出期限	令和4年5月20日(金)正午まで (必着)
(3) 一次審査結果通知日	令和4年5月24日(火)
(4) 委託業者選定委員会	令和4年5月26日(木)午後
(5) 優先交渉権者決定通知	令和4年5月30日(月)以降

12 その他

(1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 業務企画書等の作成に要する経費、応募に要する経費は参加者の負担とし、提出物は返却しない。
- (3) 提出された業務企画書等は、選定の公正性、透明性、客観性を明らかにするため、公表することがある。
- (4) 業者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。
- (6) 採用された企画案については、実施段階において、予算やその他の事情により変更することがある。
- (7) 本委託契約は消費税法上役務の提供に該当し、原則として経費全体が消費税の課税対象となる。
- (8) 受託決定後、受託者が免税事業者である場合には免税事業者届出書を提出すること。
- (9) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。